

1. 事業評価説明シート

事業名 道路事業 [緊急道路整備修繕事業(国補)]	事業箇所 甲府市中小河原	地区名 (主) 甲府中央右左口線 (中小河原工区)	事業主体 山梨県
(1) 事業概要 ①課題・背景 主要地方道甲府中央右左口線は、甲府市伊勢町を起点とし、甲府市右左口町を終点とする幹線道路であり、当該箇所にはJR甲斐住吉駅があり住宅や店舗、また、小学校、高等学校があり、通学路にもなっている。 特にJR甲斐住吉駅から高校へ通学する生徒が多い一方で、交通量が多いにもかかわらず、歩道がないため歩行者・自転車の利用者にとって非常に不便で危険な状況である。このことから、早急に自転車歩行者道を整備し、歩行者・自転車利用者の安全・利便性を確保する必要がある。 ②整備目標・効果 □主要目標 ○歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量 778人台/12h(実測) > 71人台/12h※以上 自動車交通量 8,319台/12h(実測) > 3,314台/12h※(平日)以上 通学路の指定 指定あり(山城小学校) 現況歩道の幅員 0.0m<1.4m未満※ ※評価基準値 □副次目標 ○生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上 混雑時走行速度 13.1km/h(実測) < 30km/h※以下 自動車交通量 8,319台/12h(実測) > 3,314台/12h※(平日)以上 ※評価基準値 □副次効果 ○バリアフリー化の促進(道路移動等円滑化基準を満たす) ○緊急時の避難・救助機能の確保(避難路の確保)		(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 一般通行の用に供する県道で、極めて公共性が高い。 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 県管理道路であり、道路法第15条により県が行うべき事業である。 ③経済妥当性 部分改築(歩道設置)であり、費用便益の算出規定がないため不算出。 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 多くの生徒が利用するJR甲斐住吉駅から歩道既整備区間を結び範囲であり事業規模は妥当である。 ⑤整備手法の有効性 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 歩行者等の安全性・利便性を考える上で、効率のかつ経済的な手法である。 ⑥環境負荷への配慮 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現道工事であり、自然環境への負荷は最小限である。 ⑦事業計画の熟度 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地元より要望を受けている。 総合評価 [貢献度ランク: a] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
(2) 整備内容 ①整備内容 歩道設置 L=500m W=6.0(12.5)m 自歩道W=4.5m片側 ②着手年度 平成29年度 ③完成見込年度 平成38年度 ④総事業費 約900百万円(国費534百万円(5.94/10)県費366百万円(4.06/10)) ⑤年度別の整備内容 (事業費) 平成29年度 設計・用地測量・用地取得 50百万円 平成30年度~35年度 用地取得 650百万円 平成33年度~38年度 歩道設置工事・台帳修正 200百万円 ⑥既整備内容・期間・事業費 (主)甲府中央右左口線歩道フラット化工事 L=160m W=5.5m(9.5m) 事業期間: H18~H19 事業費: 37百万円		【事業位置図等】 	

2. 添付資料シート

